

## 「信用金庫の日」 特殊詐欺被害防止の啓発活動

1951（昭和26）年6月15日に「信用金庫法」が公布・施行されたことにちなみ、信用金庫業界では毎年6月15日を「信用金庫の日」と定め、地域との結びつきをより強固なものにする日として、全国の信用金庫で様々な地域貢献活動を展開しています。

当金庫では、これまでも「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」被害防止の啓発活動を、主に隔月の年金支給日を中心に全店にて実施しています。

長野県内の「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」被害が依然として深刻な状況が続いており、当地域においても詐欺被害が急増しています。

お客さまが詐欺被害に遭わないよう防犯意識の更なる高揚を図るため、「信用金庫の日」にちなみ、令和8年6月15日（月）の年金支給日に当金庫「しんきんプラザ みらとも」（名古屋支店）において、飯田警察署様・防犯協会様・ボランティア協会様と協働した啓発活動を実施いたしました。

